

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等 に関する条例

平成 4 年 7 月 20 日条例第 5 号

最終改正 令和 7 年 3 月 5 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の定年等に関する条例(昭和 59 年条例第 2 号。以下「定年条例」という。)第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 定年条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。)(当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日)までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員

- (イ) 勤務日数を考慮して組合規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該任用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日）

第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方（東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）第 7 条の 2 第 2 項の証明又は同条第 1 項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると管理者が

認める地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一起しているものをいう。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が、当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が 1 歳 2 箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条の規定による産前産後の休業又は組合規則の規定による妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の 1 歳 6 箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方がこの号に掲げる場合又はこれ

に相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が当該子の1歳到達日(当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合として、第4条に規定する特別の事情と同様の事情に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前

の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- (2) 当当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が当該子の1歳6箇月到達日(当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合として、第4条に規定する特別の事情と同様の事情に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業の承認が、産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより

当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第 2 条の 3 第 3 号又は第 2 条の 4 の規定に掲げる場合に該当すること。

(7) 任期を定めて任用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該任用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

（育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57 日間とする。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 4 条 育児休業法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパ

ートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新）

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第7条 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第7号。以下「給与条例」という。）第22条第1項及び羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第3号）第5条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第23条第1項及び羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例第6条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することが

できる。

（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）

第9条 東京都市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（昭和40年東京都市町村職員退職手当組合条例第1号）第10条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

（部分休業をすることができない職員）

第9条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、組合規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。

（部分休業の承認）

第10条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成11年条例第4号）第17条第1項又は第19条第1項の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員にあつては、組合規則で定める育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない者）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額の合計額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、その勤務しない1時間につき、組合規則で定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第 1 2 条 第 5 条の規定は、部分休業について準用する。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第 1 3 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 1 4 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(規則への委任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し、必要な事項は組合規則で定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 6 年 3 月 14 日条例第 4 号) 抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 12 年 2 月 18 日条例第 2 号)

(施行期日等)

この条例は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 14 年 11 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 19 年 11 月 21 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 21 年 2 月 24 日条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 11 月 26 日条例第 5 号）

この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 12 月 1 日条例第 4 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第 2 条の規定による改正 前の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、第 2 条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

付 則（平成 29 年 12 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年 11 月 11 日条例第 2 号）

この条例中第 3 条の規定（第 22 条、第 22 条の 2 及び第 23 条に係る部分に限る。）は令和元年 12 月 14 日から、その他の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 11 月 15 日条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の規定により承認を受けている育児休業は、この条例による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の規定により育児休業の承認を受けたものとみなす。

付 則（令和 5 年 2 月 15 日条例第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 14 条の規定は、公布の日から施行する。

第 2 条～第 9 条 （略）

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第 1 0 条 （略）

第 1 1 条 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員は、第 4 条の規定による改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例第 9 条の 2 に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

第 1 2 条～第 1 4 条 （略）

付 則（令和 7 年 3 月 5 日条例第 5 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。